

ジャパンライフ 110 番

☎弁護士による無料電話法律相談

このたび、兵庫県弁護士会では、消費者庁から4度の一部業務停止命令の行政処分を受けたジャパンライフ株式会社とのレンタルオーナー契約・業務提供誘引販売契約に関する被害の回復及び防止を目的として、下記の2日間、弁護士による無料電話法律相談を実施いたします。

契約者ご本人様のほか、ご家族や周囲の方など、どなたでもご相談いただけますので、お気軽にご利用ください。

ご相談は、無料、秘密厳守です。

◆電話相談実施日程および電話番号

2017年12月25日(月)

午前10時～午後1時

☎079-283-7117

2017年12月26日(火)

午前10時～午後1時

☎078-371-1124

* 日程ごとに電話番号が異なりますのでご注意ください。

* いずれも当日のみの臨時電話です。(通話料はかかります)

～お問合わせ先～

兵庫県弁護士会 Tel 078-341-8227